

井原市四季が丘団地助成金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 対象者の認定（第4条～第6条）
- 第3章 住宅等取得資金利子助成金（第7条～第16条）
- 第4章 固定資産税相当額助成金（第17条～第22条）
- 第5章 上水道加入負担金助成金（第23条～第29条）
- 第6章 ケーブルテレビ加入等助成金（第30条～第36条）
- 第7章 新エネルギーシステム導入助成金（第37条～第43条）
- 第8章 引越費用助成金（第44条～第50条）
- 第9章 分譲地購入助成金（第51条～第55条）
- 第10章 雑則（第56条～第59条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、井原市四季が丘団地（以下「団地」という。）の分譲地を購入した者又は分譲地に住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に対し、助成措置を講じることにより分譲地の販売及び住宅建設の促進を図り、もって定住促進に資することを目的とする。

（助成事業）

第2条 前条の目的を達成するために行う助成措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅等取得資金利子助成金
- (2) 固定資産税相当額助成金
- (3) 上水道加入負担金助成金
- (4) ケーブルテレビ加入等助成金
- (5) 新エネルギーシステム導入助成金
- (6) 引越費用助成金
- (7) 分譲地購入助成金

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 井原市土地開発公社が分譲する団地内の住宅用地をいう。
- (2) 住宅等 専用住宅及び併用住宅であって、都市計画法及び建築基準法における建築物の制限に関する規定に適合した建築物をいう（モデル住宅を含む。）。
- (3) 購入 代金の支払が全額完了し、引渡しを受けた状態をいう。

- (4) 取得資金 団地内での分譲地又は住宅等の取得に要した資金のうち金融機関から借り入れた金額
- (5) 新エネルギーシステム 新エネルギーシステム活用による自然環境保全のシステムのうち太陽光発電システムとし、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線及び逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10kw未満で、電力会社と電力受給契約を締結でき、未使用のもの

第2章 対象者の認定

（認定）

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当していると認める者を、助成措置の対象者に認定することができる。

- (1) 日本国内において住民基本台帳に記録されている者であつて、団地分譲開始後3年以内に分譲地を購入した者、住宅等の建設工事に着手（以下「着工」という。）し、1年以内に完成させることができる者又は販売を目的として業者が建設した住宅等を購入した者。ただし、販売を目的とした不動産の販売等を業とする者を除く。
 - (2) 公租公課等の滞納のない者
- 2 前項の認定を受けようとする者は、所定の助成金交付対象者認定申請書に次に掲げる書類を添えて分譲地又は住宅等を購入した日及び住宅等を着工した日から3か月以内に市長に申請しなければならない。ただし、3か月以内に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 分譲地にあつては登記識別情報通知、売買契約書及び引渡書の写し等取得が確認できる書類
 - (2) 住宅等にあつては建築確認通知書の写し、着工が確認できる現場写真及び1年以内に完成する旨の確約書（販売を目的として業者が建設した住宅等を購入した場合においては、登記識別情報通知、不動産売買契約書及び引渡書の写し）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは認定の決定をし、所定の助成金交付対象者認定承認通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果、認定を不適当と認めるときは、所定の助成金交付対象者認定不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

- 第5条 前条において認定された者（以下「認定者」という。）は、住所の移転その他の事由により既に届け出た内容に変更があつたときは、遅滞なく所定の助成金交付対象者認定変更届出書（以下「認定変更届出書」という。）により、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは認定変更の決定をし、所定の助成金交付対象者認定変更承認通知書（以下「認定変更承認通知書」という。）により当該認定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を不適當と認めるときは、所定の助成金交付対象者認定変更不承認通知書（以下「認定変更不承認通知書」という。）により当該認定者に通知するものとする。

（認定の継承）

第6条 認定者に関し相続、共有持分の変更その他の事由により既に届け出た内容に変更が生じた場合は、分譲地及び住宅等の継承者等は、市長に認定変更届出書を提出し、引き続き認定を受けることができる。ただし、継承する内容は、第3章から第8章までの助成金の交付において継承前の認定者に係る助成金の交付決定を受けた範囲を限度とする。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し適當と認めるときは認定変更の決定をし、認定変更承認通知書により当該届出者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を不適當と認めるときは、認定変更不承認通知書により当該届出者に通知するものとする。

第3章 住宅等取得資金利子助成金

（助成対象者）

第7条 住宅等取得資金利子助成金（以下第8条から第16条まで及び第10章において「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者のうち、分譲地又は住宅等の購入にあたり金融機関から借入れを行った者とする。

（助成対象限度額）

第8条 助成の対象となる取得資金の額は、1区画につき2,000万円を限度とする。ただし、100,000円未満の端数は切り捨てる。

（助成金額及び助成限度）

第9条 助成金の額は、取得資金（前条に規定する額を限度とする。）に金融機関の年利率（2.0%以内）を乗じて得た額とし、その限度額は1,200,000円とする。

（助成期間）

第10条 助成期間は、取得資金に対する償還開始日の属する月から起算して3年（36か月）以内とする。ただし、助成の対象とする分譲地及び住宅等を譲渡、交換又は貸付等により、取得者自ら所有及び居住しなくなり、又は取得資金を全部償還した場合においては、その事由が発生した日の属する月までとする。

（事前の届出）

第11条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、所定の助成金事前届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関の融資に関する通知書及び償還表の写し
- (2) 金銭消費貸借抵当権設定契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（届出期間）

第12条 前条の届出をできる期間は、金融機関との間に金銭消費貸借抵当権設定契約を締結した後

で、分譲地又は住宅等の引渡しを受けた日から3か月以内とする。ただし、3か月以内に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成の承認等)

第13条 市長は、第11条の届出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、所定の利子助成金承認通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、所定の利子助成金不承認通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の助成金の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(申請手続)

第14条 助成対象者が前条第1項の規定による承認を受けた貸付金に係る助成金の支払を受けようとするときは、1月1日から12月31日までの償還期限の償還金の償還部分について、翌年1月4日から2月末日の間に所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、償還期限より遅延して償還された償還金及び市長がやむを得ない事情があると認める償還金については、当該申請期日の次の申請期日に限り申請することができるものとする。

(1) 井原市四季が丘団地住宅等取得資金利子助成金報告書

(2) 1月1日現在の住民登録地市区町村での市税等完納証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第15条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付を不適当と認めるときは、所定の助成金不交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 助成対象者が前条第1項の交付決定通知を受けたときは、所定の助成金交付請求書により市長に助成金の交付請求をしなければならない。

第4章 固定資産税相当額助成金

(助成対象者)

第17条 固定資産税相当額助成金（以下第18条から第22条まで及び第10章において「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者とする。

(助成限度及び助成金額)

第18条 助成金の額は、助成対象者が所有する分譲地又は住宅等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して3年度を限度として各年度の当該分譲地又は住宅等に係る固定資産税の額に相当する額を限度とする。ただし、住宅等については、居宅の用に供する部分に限る。

(その額に100円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。)

2 前項の助成金は、原則として各年度の固定資産税が完納された翌年度に交付するものとする。

(申請期間)

第19条 前条の助成金の交付を申請できる期間は、毎年4月1日から5月31日までの間とする。

ただし、この間に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(申請手続)

第20条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象となる分譲地又は住宅等の公課証明書

(2) 1月1日現在の住民登録地市区町村での市税等完納証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第21条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付を不適当と認めるときは、所定の助成金不交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第22条 助成対象者が前条第1項の交付決定通知を受けたときは、所定の助成金交付請求書により市長に助成金の交付請求をしなければならない。

第5章 上水道加入負担金助成金

(助成対象者)

第23条 上水道加入負担金助成金（以下第24条から第29条まで及び第10章において「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者とする。

(助成限度)

第24条 助成金の交付は、分譲地1区画につき1回を限度とする。

(助成金額)

第25条 助成金額は、量水器の口径の大きさにかかわらず、一律88,000円とする。

(申請期間)

第26条 前条の助成金の交付を申請できる期間は、住宅等の引渡しを受けた日から3か月以内とする。ただし、3か月以内に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(申請手続)

第27条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 上水道加入負担金納入済通知書（領収書）の写し

(2) 住宅等の登記識別情報通知、売買契約書及び引渡書の写し

(3) 1月1日現在の住民登録地市区町村での市税等完納証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第28条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付を不適当と認めるときは、所定の助成金不交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第29条 助成対象者が前条第1項の交付決定通知を受けたときは、所定の助成金交付請求書により市長に助成金の交付請求をしなければならない。

第6章 ケーブルテレビ加入等助成金

(助成対象者)

第30条 ケーブルテレビ加入等助成金（以下第31条から第36条まで及び第10章において「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者のうち井原放送株式会社（以下「井原放送」という。）のケーブルテレビに新たに加入した者又は既に参加している者で、市長が特に認める者とする。

(助成金の種類及び助成限度)

第31条 ケーブルテレビ加入等に係る助成金の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) ケーブルテレビ加入助成金

団地において井原放送のケーブルテレビに新規加入する場合

(2) ケーブルテレビ移転助成金

井原放送のサービスエリア内の別の住居において既に参加していた者が、団地内の住宅等において移転手続により引き続きサービスを受けることとなった場合

2 助成金の交付は、分譲地1区画につき1回を限度とする。

(対象経費及び助成金額)

第32条 助成対象となる経費及び助成金額は、次に掲げる経費とする。

(1) ケーブルテレビ加入助成金

対 象 経 費	助 成 金 額
標準工事料（消費税を含む。）	55,000円

(2) ケーブルテレビ移転助成金

対 象 経 費	助 成 金 額
移転工事料（消費税を含む。）	11,000円

(申請期間)

第33条 前条の助成金の交付を申請できる期間は、住宅等の引渡しを受けた日から3か月以内とする。ただし、3か月以内に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(申請手続)

第34条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約申込書又は変更届の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 住宅等の登記識別情報通知、売買契約書及び引渡書の写し
- (4) 1月1日現在の住民登録地市区町村での市税等完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第35条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付を不適当と認めるときは、所定の助成金不交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第36条 助成対象者が前条第1項の交付決定通知を受けたときは、所定の助成金交付請求書により市長に助成金の交付請求をしなければならない。

第7章 新エネルギーシステム導入助成金

(助成対象者)

第37条 新エネルギーシステム導入助成金（以下第38条から第43条まで及び第10章において「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者のうち新エネルギーシステム（以下「システム」という。）を設置した者又は団地内のシステムを設置した住宅等を購入した者で、認定申請時に届出をし承認されたものとする。

(助成限度)

第38条 助成金の交付は、分譲地1区画につき1回を限度とする。

(助成金額)

第39条 助成金の額は、1kw当たり100,000円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(申請期間)

第40条 前条の助成金の交付を申請できる期間は、住宅等の引渡しを受けた日から3か月以内とする。ただし、3か月以内に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(申請手続)

第41条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書

- (2) 対象システムの設置状況を示す写真（太陽電池モジュールの写真は、枚数の確認ができるもの）
- (3) 電力会社との電力需給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) システムが未使用であることを証明できるもの
- (6) 住宅等の登記簿謄本、売買契約書及び引渡書の写し
- (7) 1月1日現在の住民登録地市区町村での市税等完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第42条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付を不適当と認めるときは、所定の助成金不交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第43条 助成対象者が前条第1項の規定による交付決定通知を受けたときは、所定の助成金交付請求書により市長に助成金の交付請求をしなければならない。

第8章 引越費用助成金

（助成対象者）

第44条 引越費用助成金（以下第45条から第50条まで及び第10章において「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者とする。

（助成限度）

第45条 助成金の交付は、分譲地1区画につき1回を限度とする。

（助成金額）

第46条 助成金額は、一律50,000円とする。

（申請期間）

第47条 助成対象者が前条の助成金の交付を申請できる期間は、住宅等への引越を完了した日から3か月以内とする。ただし、引渡しを受けた日から1年以内とし、その期間内に申請できない相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（申請手続）

第48条 助成金の交付を受けようとするときは、所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 直近の電気、ガス若しくは水道使用料の請求書又は領収書の写し
- (2) 1月1日現在の住民登録地市区町村での市税等完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第49条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付を不適当と認めるときは、所定の助成金不交付決定通知書により当該助成対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第50条 助成対象者が前条第1項の交付決定通知を受けたときは、所定の助成金交付請求書により市長に助成金の交付の請求をしなければならない。

第9章 分譲地購入助成金

(助成対象者)

第51条 分譲地購入助成金（以下「助成金」という。）の給付を受けることができる者は、第2章の認定者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 若者世帯 第53条に規定する交付申請書を提出した日において、分譲地を購入した者及びその配偶者（井原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱（令和5年井原市告示第41号）の規定により、パートナーシップの届出をした者を含む。）の双方が40歳未満の世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 第53条に規定する交付申請書を提出した日において、分譲地を購入した者と同じ世帯に属する小学校修了前の子（以下「子ども」という。）を扶養している世帯をいう。
- (3) 移住者 市外から定住の意思を持って本市に転入しようとする者で、分譲地を購入した日以前3年以内の期間において市内に居住していないものをいう。

(助成金額)

第52条 助成金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 若者世帯に該当する場合 100,000円
- (2) 子育て世帯に該当する場合 子ども1人につき100,000円
- (3) 移住者に該当する場合 100,000円

2 前項各号に掲げる区分のうち、複数に該当する場合には、当該各号に定める金額をそれぞれ加えるものとする。

(交付申請)

第53条 助成金の給付を受けようとするときは、分譲地を購入した日から起算して3か月以内に、所定の助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているもの）
- (2) 分譲地を購入した日における住民登録地での市税等完納証明書
- (3) 移住者に該当する場合の助成金を受けようとするときは、分譲地を購入した日以前3年以内の期間において、市外に住所を有することがわかる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書の写し（該当の場合のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第54条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、所定の助成金交付決定通知書を、却下と決定したときは、所定の助成金不交付決定通知書を、それぞれ当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第55条 前条の交付決定通知を受けた者は、所定の助成金交付請求書により、市長に助成金を請求しなければならない。

第10章 雑則

(報告、調査等)

第56条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要と認めるときは、認定者に対して報告を求め、帳簿その他の物件を調査し、又は関係者に説明を求めることができる。

2 認定者は、前項の要求があったときは、これに従わなければならない。

(認定の取消し、助成措置の停止等)

第57条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取消し、助成措置を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第5条又は第6条の届出を不当に怠ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受け、又は助成金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) 分譲地又は住宅等について、譲渡その他の事由により所有権を失ったとき。
- (4) この要綱又は建築基準法その他の関係法令に違反する行為があったとき。
- (5) その他事情の変更等により特別の必要が生じたとき。

(助成金の返還)

第58条 前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第59条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行し、平成17年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

2 助成対象となる分譲区画は市長が別に定め、その区画数は、第1期分譲は118区画、第2期分譲は84区画、第3次分譲は、平成22年10月31日時点における第1期分譲及び第2期分譲のうち、未分譲の区画、第4次分譲は、平成25年10月31日時点における第3次分譲のうち、未分譲の区画とする。

3 第4条に規定する3年以内とは、第1期分譲にあつては平成20年4月30日まで、第2期分譲にあつては平成22年10月31日まで、第3次分譲にあつては平成25年10月31日までとす

る。

- 4 第4次分譲における助成措置の対象者の認定については、第4条第1項第1号中「団地分譲開始後3年以内に分譲地を購入した者、」とあるのは「分譲地を購入した者、分譲地の所有権を取得してから1年以内に」と読み替えるものとする。

- 5 第3次分譲及び第4次分譲において、第8条中「2,000万円」とあるのは「3,000万円」と、第9条中「1,200,000円」とあるのは「1,800,000円」とする。

(失効)

- 6 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により認定された者に係る第3章及び第4章の規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有する。

- 8 第6項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第56条から第58条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有する。

附 則 (平成19年8月2日告示第93号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日告示第86号)

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日告示第93号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附 則 (平成25年8月12日告示第102号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月23日告示第4号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前において、改正前の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定により、既に上水道加入負担金及びケーブルテレビ加入等に伴う経費を支払った者に係る助成金額については、改正後の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、この要綱の施行の日前において上水道給水申請を行い、この要綱の施行の日以後において改訂前の上水道加入負担金の額を支払ったものについては、助成金額は当該負担金の額を上限とするものとする。

附 則 (平成30年3月27日告示第45号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月20日告示第99号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前において、改正前の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定により、既に上水道加入負担金及びケーブルテレビ加入等に伴う経費を支払った者に係る助成金額については、改正後の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第49号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に分譲地を購入した者に適用し、同日前に分譲地を購入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前において、改正前の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定により、すでに上水道加入負担金及びケーブルテレビ加入等に伴う経費を支払った者に係る助成金額については、改正後の井原市四季が丘団地助成金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第75号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。